



令和5年度第3回理事会 議事録

令和6年3月4日（月）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和5年度 第3回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和6年3月4日(月) 午後2時58分から午後4時52分まで

2. 会場 本部1階会議室
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用

3. 理事の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者	会議室	理事長(議長)	森安 東光	常務理事	伊藤 朝子
		理事	大野 壽三枝	理事	黒竹 光弘
		理事	渡邊 昭浩	理事	千種 豊
		監事	安田 大		
	Web	監事	大久保 実		

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1	議案第17号	令和5年度補正予算(第2回)について
日程第2	議案第18号	令和6年度事業計画について
日程第3	議案第19号	令和6年度収支予算について
日程第4	議案第20号	令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて
日程第5	議案第21号	令和6年度老後福祉基金の一部取崩しについて
日程第6	議案第22号	令和6年度人材育成基金の一部取り崩しについて
日程第7	議案第23号	令和6年度常勤役員の報酬及び賞与の額について
日程第8	議案第24号	役員賠償責任保険契約の締結について
日程第9	議案第25号	令和5年度第3回評議員会の開催について
日程第10	報告事項1	人材育成基本方針及び令和6年度職員研修計画について
日程第11	報告事項2	公益財団法人武蔵野市福祉公社入退院・没後サポート事業(モデル事業)実施要綱について
日程第12	報告事項3	新社屋建設進捗状況について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 理事長 森安 東光

監 事 安田 大 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

大久保実監事は本議場にいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

森安理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第17号 令和5年度補正予算（第2回）について

伊藤事務局長は、提案理由について、新社屋建設に伴う仮事務所の賃貸借契約を締結するにあたり、令和5年度に敷金を支出する必要があることから、補正を行うことについて承認を求めらるものである、と述べた。

新谷総務課長が、次のとおり詳細について説明した。

投資活動収入敷金支出に12,882,000円の補正額を計上したもので、現在、吉祥寺駅前の岩崎ビル3階に64坪210㎡の賃貸借契約を進めているところである。家賃は共益費を含め170万円ほどになる見込みである。6月1日契約開始となるが、3月末までに初期費用が必要になることから、今年度の補正予算となった。

議案第17号に関して、次の質疑応答があった。

千種理事 敷金は何か月分か。

新谷総務課長 10か月分であり、償却はなしである。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第17号は、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第2 議案第18号 令和6年度事業計画について

日程第3 議案第19号 令和6年度収支予算について

日程第4 議案第20号 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第5 議案第21号 令和6年度老後福祉基金の一部取崩しについて

日程第6 議案第22号 令和6年度人材育成基金の一部取崩しについて

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長は、まず、「議案第18号 令和6年度事業計画について」及び「議案第19号 令和6年度収支予算について」をあわせて説明すると述べた。

令和6年度の運営方針は次のとおりである。新型コロナウイルス感染症の5類移行で、少しずつかつての日常が戻ってきた。3年半にわたる感染症流行期間中も、福祉公社は日々適切な対応を取り、滞りなく事業を展開してきた。引き続き、「第四期中長期事業計画」に基づく事業運営に努め、時代に合わせた創意工夫を図り、全ての事業において福祉公社の使命である「地域におけるセーフティネット」としての役割をしっかりと担い続ける。

平成27年度に開始した「つながりサポート事業」は、社会情勢やニーズの変化を踏まえ、2年前から見直しを進めてきた。令和6年度は入退院と没後の支援に特化した「入退院・没後サポート事業（仮称）」としてモデル事業の試行を始める。また、生活困窮者への支援の長期化が見られることから、より効果的な就労支援を武蔵野市とともに進めていく。さらに、新たな生活支援事業として「産前・産後ヘルパー事業」「養育支援訪問事業」を武蔵野市から受託し、子育て世代への支援を開始する。

大規模修繕の実施に伴い、高齢者総合センターは7月半ばから約1年間、仮施設での事業実施となる。また、本部事務所の建て替えについては、基本設計が完成し、実施設計、現社屋の解体工事へと進む。こちらも夏以降には仮事務所へ移転することとなる。どちらも細心の注意を払い、滞りなく事業継続することで、ご利用者・市民への移転による影響を最小限にとどめる。

長引くコロナ禍により、マイナス収支の大幅拡大を余儀なくされた。そこで、昨年度「収益向上委員会」を設置し、組織を挙げて対策に取り組んできた。多様で活気のある新たなプログラムの開始等も含め、ご利用者の満足度向上に留意しつつ、収支改善に全力で取り組んでいく。それぞれの事業について、担当の課長から次のとおり説明された。

まず、堀田権利擁護課長から、権利擁護課の事業について、次のとおり説明された。

「つながりサポート事業」は、事業活動収入2407万6千円、支出2512万3千円で、日常生活に

おける相談や入退院の手続き、没後支援等を行い、身近に親族のいない市民が安心して日々の生活を送れるように支援する。また、つながりサポート事業の見直しを行い、新たな事業を令和6年度はモデル事業としてスタートする。つながりサポート事業の終了時期については新事業の状況をみながら検討していく。

「権利擁護事業」は、事業活動収入703万6千円、支出600万8千円で、権利擁護に係る総合相談、老い支度等の普及啓発、専門職による法律相談等を実施する。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業につながるまでの間、緊急一時的な金銭管理の支援として権利擁護レスキュー事業を実施する。

「地域福祉権利擁護事業」は、事業活動収入736万2千円、支出993万4千円で、東京都社会福祉協議会から事業を受託し、実施する。福祉サービスの利用援助を基本に、日常の金銭管理や財産保管を支援することで判断能力に不安のある高齢者や障害のある方が自立した生活を送れるよう支援する。

「成年後見人等受任事業」は、事業活動収入6600万円、支出6178万1千円で、法人後見の強みを生かし、高齢者のみでなく若年者の後見人等への積極的な就任も検討する。今年度、法人後見のチラシを作成し、施設などに事業周知を行った。令和6年度も引き続きケアマネジャーや関係機関へ事業の周知を図る。

「生活困窮者自立相談支援事業」は、事業活動収入3422万8千円、支出3630万5千円で、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の三事業を市より受託し実施する。新型コロナウイルスが5類に移行し、令和2年以降に激増した相談数は大きく減少したが、コロナ禍で困窮から抜け出せずに長期に渡り支援が必要な継続利用者が増加している。令和6年度は住居確保給付金の相談件数が減少したことにより、武蔵野市の委託費が大きく減額したが、家計改善の相談など、時間をかけたきめ細やかな支援が必要な利用者が増加し、職員の業務量はそこまでの変化はない。引き続き武蔵野市へはこのような現状を伝えながら適正な委託費を獲得できるよう、働きかけを行っていく。

「生活保護受給者金銭管理支援事業」は、事業活動収入1197万9千円、支出1245万5千円で、昨年度、武蔵野市へ委託費の見直しの交渉を行い、支援内容に応じた委託費となったため、赤字幅が縮小する予定である。ただし、浪費癖のある利用者へ何度も生活費を渡すなど、権利擁護センターの事業の中でも出納事務が最も多い事業である。今後はキャッシュレス決済などの利用の可否について、武蔵野市と協議し、負担軽減を検討していく。

「成年後見制度利用促進事業」は、事業活動収入、支出とも788万3千円で、成年後見利用支

援センターを武蔵野市から受託し、運営する。認知症高齢者の増加や、障害者の親なき後など、後見人制度の利用を必要とする市民のニーズに対応するため相談業務の受託や、制度の利用促進のための研修会や学習会などを武蔵野市と協働して開催する。今年度見直しが行われた、「武蔵野市第2期成年後見制度利用促進計画」に基づき、本人の意思決定支援、身上保護の重視を実現できるよう、各機関と連携し、相談支援を行っていく。

在宅サービス課の事業について、江尻在宅サービス課長から次のとおり説明された。

「居宅介護支援事業」は、事業活動収入は3486万6千円、支出は3466万8千円で、ケアマネジャーを1名増員したことなどにより、収入は529万1千円、支出は565万5千円増加している。

特定事業所加算を算定している事業所として、収入の安定を図りながら、市民のセーフティネットの役割を果たす。市内のケアマネジャーが減少していることから、人員体制を4名から5名に増やし、質の高いケアマネジメントを提供していく。

ホームヘルプセンター武蔵野の事業については、三木担当課長から次のとおり説明された。「訪問介護サービス事業」は、事業活動収入、支出ともに1億3562万円で、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施する。特定事業所加算算定事業所として必須条件となっている定期的な研修及びヘルパー会議は、コロナ感染症が5類に移行となったことから、対面型を再開し、質の高いサービス提供を目指す。より実務的な技術研修を定期的実施し、身体介護サービスへの対応を強化する。また、市民からの相談依頼にも積極的に対応し、介護保険サービスの補完以外でも自費サービスを提供する。引き続きSNSを活用したイメージアップ等、人材確保につながる取組を継続していく。

「居宅介護サービス事業」の事業活動収入、支出ともに1932万円で、こちらも介護保険の訪問介護事業と同様に特定事業所加算を取得している。障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう支援する。障害の特性により支援が難しい利用者に対しても、安定したサービスが提供できるよう、登録ヘルパーへの専門的研修を実施しスキルアップを目指す。重度訪問介護における喀痰吸引等の医療的ニーズにも対応できるよう、認定特定行為業務者資格取得者を増員し、各関係機関と連携を図りながらサービス提供を行う。また、武蔵野市が実施主体である地域支援事業「移動支援」においては、高齢者のみならず、児童の社会参加を目的としたサービス提供を積極的に実施する。

「生活支援事業」の、事業活動収入は943万5千円で、支出は971万7千円で、認知症高齢者の在宅生活の継続や家族の負担軽減を目的とした、認知症見守り支援ヘルパー事業、市民のセー

フティネットを目的とした高齢者緊急訪問介護事業、感染症対応緊急訪問介護事業を市から引き続き受託し高齢市民の緊急時支援を迅速に対応する。また、新たに「産前・産後ヘルパー事業」「養育支援訪問事業」を武蔵野市から受託し、子育て世代への支援を実施する。

江尻在宅サービス課長から、「地域包括ケア人材育成センター事業」について、次のとおり説明された。

事業活動収入・支出ともに3518万2千円で、武蔵野市の派遣職員の退職に伴い、令和6年度からは公社職員が配置となるため、その人件費が受託料に加算されている。引き続き武蔵野市から地域包括ケア人材育成センター事業を受託し、介護・福祉人材の養成、育成、相談支援等を一体的に行う。人材育成センターも開設6年目を迎え、各関係者との連携や、事業者支援も定着してきた。今後は、各事業所の創意工夫のある取り組みを、他の事業所へ提供すると共に、SNS等を通して広く周知を図る。さらに、先進的な取り組みを実施している地域との情報交換や視察等を通して積極的に連携を図り、その成果を事業者還元する。令和6年度も各研修により介護職員を着実に養成し、各種研修開催により市内事業所のスキルアップを支援し、さらに範囲を広げて、他地域とも人材育成・定着支援のための協力体制を構築する。

高齢者総合センターの事業について方波見高齢者総合センター所長から次のとおり説明された。

「高齢者総合センター管理運営事業」の、事業活動収入は、8341万7千円で、武蔵野市による高齢者総合センター大規模改修が実施されるにあたり、事業運営の影響が最小限になるよう仮施設移転を実施し、移転後の施設管理に努める。

事業活動収支差額が296万6千円収入超過となっているのは、武蔵野市からの受託料には、情報システム更新にかかる減価償却費相当額を含んだ額となっているためである。

「在宅介護・地域包括支援センター事業」は、事業活動収入支出ともに5476万3千円で、地域の相談窓口として小地域完結型の相談・サービス体制を継続し、課題ある高齢者の早期支援に努める。まちぐるみの支えあいの仕組み作りの拠点として地域との幅広いネットワーク強化を図る。令和5年度に実施した親族機能を期待しない・できない高齢者対象の参加型講座を令和6年度も地域を変えて実施する。住民同士が自ら考え、知り合い、見守りあえる地域作りを図る。家族介護支援については、ここ数年講座形式だったが、介護者の交流機会を増やし、負担軽減に繋がる内容で開催する。

「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」は、事業活動収入支出ともに2704万4千円で、市内高齢者の在宅生活をより良くするため住環境整備等の総合的相談に各専門職が応じる。介

護負担の大きな要因である排泄についてQ&Aの冊子・動画配信、専門職による研修を企画し、支援者の知識・技術向上に尽力する。また、台帳、相談記録管理については、情報システムを導入する。

「デイサービスセンター事業」は、事業活動収入は9025万8千円で、介護保険の通所介護事業を実施する。令和6年度実施される高齢者総合センター大規模改修に伴う仮施設移転について武蔵野市と連携し、利用者への影響が最小限になるよう努める。また、ボランティア活動に関しても、活動時間や場所の工夫などの提案により、活動継続できるよう配慮する。令和5年度実施した収益向上委員会の取り組みを継続し、男性プログラムの充実や、常勤理学療法士中心に屋外での実践的な訓練を強みとして広報していく。1634万円の支出超過となっている。引越しの影響を最小限にし、収益向上の取組みなど縮減努力する。

「社会活動センター事業」は、事業活動収入支出ともに4584万6千円で、令和6年度、高齢者総合センター大規模改修により講座は休止するが、短期講座やイベントを近隣公共施設で開催する。また再開後の講座・イベント内容の再編成とオンライン申し込みの準備をする。

地域健康クラブは継続するが、武蔵野市の方針に沿って今後の運営方法の在り方を定めていく。

北町高齢者センター事業について石橋北町高齢者センター所長から次の説明があった。

事業活動収入は7530万円で、令和6年度から始まる「武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に記載された「新たな事業の実施に向けた検討」を、武蔵野市と共に実施する。更に地域に開かれた魅力的なコミュニティケアサロンとするために、庭造り及びパンフレットの作成、世代間交流のPRなどセンターの周知を図る。また、実態と見合っていない指定管理受託料を適切なものとするため、武蔵野市に協議を申し入れる。デイサービス事業では、センターの特長・強みを生かし、利用者のいきいきとした生活を支援する。職員のスキルアップに必要な体系的な研修も実施する。また、令和5年11月に定員数を25名から30名に変更した。今後もニーズに応え、信頼関係を構築することで、利用者数の増加と収支改善に取り組む。小規模ハウスについては、居住者が退去し事業が終了した。施設の活用については、武蔵野市の意向に沿って対応していく。子育てひろば事業では、併設の特長を生かし、行事や交流を積極的に実施する。定例会議等で情報の共有を行い円滑な事業運営に努める。

収支については、1813万円の支出超過となっている。通所介護事業における稼働率の向上や加算取得、経費削減を進めつつ、指定管理の人件費を適正なものとする事で収支差額の縮減に努めていく。

総務課事業と管理費について、新谷総務課長から次の説明があった。

法人として、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行う。

令和5年度、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」を取得した。人材の確保が益々困難になっているが、仕事としての福祉の魅力や働きやすさをアピールしていく。本部事務所の建替えについては、基本設計が取りまとまった。令和6年度は実施設計、仮事務所への移転、解体工事、建設工事開始と着々と進めていく。また、福祉公社の事業活動において把握された地域の課題や取り組みをまとめ、総括的に評価していきたいと考えている。今後の事業計画等に活用していく。次に収支について、事業活動収入は6963万4千円で、前年度比3980万1千円の増で、主に仮事務所への移転費用を武蔵野市が負担するため、運営費補助金収入の増によるものである。家賃、内装工事、引越費用などとなる。事業活動支出は、1億5471万3千円で、前年度比5094万3千円の増で、仮事務所への移転費用約4000万円のほか、人件費増電子承認システム導入費用などを見込んでいる。

つづいて、伊藤事務局長から、全体の収支について説明があった。

事業活動収入合計8億3988万8千円、10ページの事業活動支出合計9億5683万6千円、事業活動収支差額はマイナス1億1694万8千円となっている。投資活動収支の部、投資活動収入のうち、老後福祉基金預金取崩収入1億3122万4千円及び人材育成基金預金取崩収入1072万1千円については、のちほど議案第21号、22号で説明する。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、人材育成基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出で、合計で2050万9千円を計上した。財務活動収支の部はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額は、マイナス51万2千円となる。

つぎに、正味財産増減計算書について、次の説明があった。経常収益は、基本財産運用益1万円、特定資産運用益3万円、事業収益7億4070万6千円、受け取り補助金等9726万円3千円、受け取り寄付金50万円、雑収益137万9千円、合わせて8億3988万8千円となる。経常費用は、2ページの事業費合計8億9672万6千円、管理費合計8004万9千円、経常費用合計9億7677万5千円となる。当期経常増減額は、マイナス1億3688万7千円となる。経常外増減については、基本財産や特定資産の評価損益等を計上するため、予算の段階では見込んでいない。一般正味財産期首残高は、令和4年度決算額9億3303万円としている。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、7億9607万3千円となる。指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減は見込んでいない。一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億1411万9千円となる。

つぎに「正味財産増減計算書内訳表」について、こちらは、正味財産増減計算書を公益目的事業会計とその他事業、法人会計の経理区分に分けて表している。具体的には、北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益および事業費用を、その他事業に配賦した。また、法人会計である管理費の費用を従事割合などの配賦率に従って、公益目的事業会計へ配賦したものである。事業収益の北町高齢者センター管理受託料のうち、子育てひろば事業にかかる1008万7千円をその他事業会計へ配賦している。経常費用は、事業費と管理費に区分されており、事業費は、公益目的事業会計、管理費は、法人会計となっていることから、管理費から配賦された費用は、事業費に繰り入れている。管理費における人件費については、従事割合にて配賦している。本部事務所の管理に係る費用等は、本部事務所の使用割合で配賦している。職員の育成や情報システム保守委託等、公社全体の事業に関わる費用については、公社全体の人数割合で配賦している。

つづいて、「議案第20号 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて」、借入れの予定はないが、設備投資については、新社屋建設に伴う事務所解体工事による除却が発生する。詳細は記載のとおりである。

つづいて、「議案第21号 令和6年度老後福祉基金の一部取崩しについて」、老後福祉基金活用事業、建て替え関連費用、収入不足分、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、予備費などに充当する。

つづいて、「議案第22号 令和6年度人材育成基金の一部取崩しについて」、大学等新卒者2名の人件費、奨学金返済手当、資格取得支援手当などに充当する。

議案第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号に関して、次の質疑応答があった。

黒竹理事 事業番号4成年後見人等受任事業と事業番号7成年後見制度利用促進事業という、成年後見にかかわる2つの事業について伺いたい。事業番号4は、自主事業として法人後見の受任を積極的に進めていく、一方事業番号7については、武蔵野市からの受託事業で関連団体と連携しながら進めていく、というイメージでよいか。

森安理事長 おっしゃるとおりである。4番は自主事業で、7番は武蔵野市とともに中核機関を運営している、ということである。

黒竹理事 4番の事業を拡充するため、資料等を配布していくとあったが、例えば市報で事業のPRを行うことはできないか。ケアマネジャーや関係機関に周知し、必要な方が利用できるようにしようと考えているようだが、市民に直接アピールする方法があっても良いのではない

か。また、7番の事業で関係団体として考えているのは弁護士会と司法書士会といった団体も含まれているのか。

森安理事長 市報は枠に制限があり中々難しい。年2回の研修会等や若い支度講座の案内は市報に掲載してもらっている。市報を読んでいる市民は多いので、武蔵野市とも協議のうえ、市報掲載については検討していきたい。また、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、民生委員、武蔵野市所管課と連絡協議会を作り、横の連携を図っている。

大野理事 内部で申し立て方法の見直しを行い、事務効率の改善を図った、とあるがどのような方法をとったのか。

堀田権利擁護課長 これまでは、申立書類を担当の相談員がすべて作成していたが、相談業務が立て込んでくると事務作業をする時間がなかなか取れず、遅れ遅れになってしまっていた。これからは通帳の写しや財産目録の作成などは事務員が担当し、申立て理由や本人に関する状況説明部分などを相談員が作成することとし、円滑に申立て事務が進められるようになってきたところである。

大野理事 福祉公社が行っている後見とは任意後見のことか。

堀田権利擁護課長 法定後見が主で、任意後見は1件のみである。

大野理事 高齢者総合センターは大規模改修で移転を予定されているが、デイサービスセンターの規模縮小はないのか。収入の減少が少ないように思う。

方波見高齢者総合センター所長 仮設に移転中も利用者定員、職員体制とも維持する予定である。仮設の設備は、現在と同等の設備の準備を予定している。移転前後で多少の落ち込みを予想しているが、目標としては今年度と変わらず収益を上げていきたいと考えている。

黒竹理事 高齢者総合センターのデイサービスセンター、北町高齢者センターともに給食材料費、委託費ともにそれほど変わっていない。昨今の物価人経費高騰の影響はないのか。

方波見高齢者総合センター所長 給食委託事業者は高齢者総合センターと北町高齢者センターは同じ事業者委託している。今年度人件費上昇に伴い委託の増額があったが、来年度はその額で頑張ると言ってくれている。

千種理事 令和6年度の事業計画には、全体をとおして、入退院・没後支援事業や産前産後ヘルパー派遣など新しい事業が入ってきている。武蔵野市は何でもかんでも福祉公社にやらせようとしている。しかも、非常に重い事業を多く担っている。それにより赤字になっていないか。また、人材の確保も課題となる。採用については色々工夫されているようだが、採用してもすぐ離職してしまうこともある。現在のこのような状況下で、新しい事業もこなしていくの

は大変ではないか。理事長の見解を伺いたい。

森安理事長 おっしゃるとおりである。ただ、入退院・没後支援事業は、つながりサポート事業を7年間やってきていろいろな課題が見えてきて、利用者のアンケートなどを踏まえ、事業を特化しシフトしていこうと検討してきたものである。民間団体でも実施しているが、利用料金が低い、支援内容が明確でないなどの問題点もある。武蔵野市民が安心してご利用いただくためにも福祉公社が担っていきたいと考えている。

三木ホームヘルプセンター武蔵野担当課長 産前産後ヘルパー派遣は、すでにひまわりママ等で実施していると聞いている。ひまわりママ等は育児支援を、ホームヘルプセンター武蔵野で担うのは主に家事支援と役割が違うと考えている。

千種理事 いきいきサロンが負担になっているところがあると聞いている。一丁目に1か所を目標と聞いている。今後の展開は。

方波見高齢者総合センター所長 いきいきサロンは確かに活動場所の確保、運営者の確保、継続など、支援する側も大変な事業ではある。ただし、いきいきサロンのおかげで外に出られるようになったり、交流ができたりにしているのも、メリットも大きい。

森安理事長 一つのいきいきサロンがずっと続かなくてもいいのではと思っている。継続できず終了しても、また、新しくできればいいのではないか。武蔵野市から減らさないよう言われているようだが、その辺は、実情を伝えていかなければならないと考えている。

渡邊理事 産前産後・養育支援ヘルパー派遣事業の受託料収入は、35千円とある、少ないな、と。また、北町高齢者センターで新たな事業を検討しているとあるが、どのような話が進んでいるのか。

三木ホームヘルプセンター武蔵野担当課長 産前産後・養育支援ヘルパー派遣事業は、初めての事業で、登録ヘルパーが直ちにサービス提供できると考えていない。当面は、常勤職員が担えるキャパシティを考えて、初年度は10件程度を目標と想定した。受託単価は1時間2500円と低いため低めに設定している。

森安理事長 昨年度北町高齢者センターあり方懇談会の報告書が提出されている。その中では、土曜日は通所事業を休止し、厨房設備を活用した、世代を超えた地域のコミュニティケアサロンとしたらどうか、認知症相談会や講演会をしたらどうか、と意見が出ている。土曜日の通所は定員も少なく稼働率も低い。休止により職員不足にも対応できると考えている。具体的には、これから武蔵野市の計画の中で決められていく。

そのほか、理事及び監事から、議案第18号、第19号、第20号、第21号及び第22号に関して、質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、全会一致で承認された。

日程第7 議案第23号 令和6年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

伊藤事務局長から、提案理由について、公益財団法人武蔵野市福祉公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日規程第2号）第3条第2項に定める令和6年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、評議員会に提案するため、承認を求めるものである、と説明があった。具体的な額については別紙の資料のとおりである。

議案第23号に関して、安田監事より、別紙の資料の金額の単位が抜けているので「円」とするよう指摘があった。

そのほか、理事及び監事から、議案第23号に関して質疑意見はなく、一部修正のうえ、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第8 議案第24号 役員賠償責任保険契約の締結について

伊藤事務局長から提案理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）が改正され、第118条の3において、公益財団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものの内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない、と規定されたことから別紙契約について承認を求めるものである、と説明があった。

新谷総務課長から、詳細について次の説明があった。

契約内容は今年度と同様で、本役員賠償責任保険契約の被保険者は、公益財団法人武蔵野市福祉公社理事、監事、評議員及び管理職職員である。被保険者が、公社の理事及び監事等としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金が給付されるものである。支払いの対象となる損害や、支払われない場合については、資料のとおりである。加入タイプは1億円補償のタイプで、記載の特約はすべて補償される。保険期間、支払限度額も記載のとおりである。

議案第24号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第9 議案第25号 令和5年度第3回評議員会の開催について

伊藤事務局長から提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて、承認を求めるものである、と説明があった。

議案第25号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第10 報告事項1 人材育成基本方針及び令和6年度職員研修計画について

新谷総務課長から、次のとおり説明があった。

令和6年度から、「人材育成基本方針及び令和6年度職員研修計画」とし、編成しなおしたものである。人材育成基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を記載している。求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員に近づくための取り組みを行う。令和6年度職員研修計画としては、引き続き、通信教育やウェブセミナーの活用をすすめ、必要な研修を実施していく。全体研修は、基本的にはリモートで配信する研修とするが、今年度の事業報告会はハイブリッドとし、会場にも人を入れ実施した。自己啓発の通信教育は、全額助成を継続し、学びを支援していく。

報告事項1に関して、理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第11 報告事項2 公益財団法人武蔵野市福祉公社入退院・没後サポート事業（モデル事業）実施要綱について

高橋権利擁護センター長から次の説明があった。

昨年報告した、権利擁護新規事業について、令和6年度にモデル事業として試行するため、実施要綱を作成したことから、報告するものである。

事前に渡辺理事、安田監事からご質問・ご指摘をいただいた。

別紙1 入退院・没後サポート事業実施要綱の付則には「令和6年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日をもって効力を失う」という記述があるが、第2号様式 入退院・没後サポート事業利用契約書 第4条には「契約の期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。甲乙いずれからも契約終了の申し出がない時は、この期間は一年間延長するものとし、その後も同様とする」と二重の記述があることについて指摘いただいた。

また、この契約期間の記述については、「令和6年度はモデル事業として1年限定の実施であり、モデル事業期間中に利用者と締結する利用契約書については、自動更新の記述ではなく、令和7年3月31日までと明記した方が良い」という提案もいただいている。

その他「令和7年度以降に本格実施を行う際の実施要綱で、モデル事業契約者の継続を付則で対応するのか、新たに契約を締結するのか現時点ではどちらを検討中なのか」「各様式はモデル事業の検証後に本格実施となることを前提に作成したものか」という質問もいただいている。

平成27年4月につながりサポート事業を開始した際、試行期間を設けずにいきなり本格実施としたため、実施後に生じた不具合や実情に合わない部分の修正や調整ができなかった。その反省から、まずはモデル事業として試行し、不具合があった場合はそれを調整・修正していく時間を確保するため、1年間という期間を設けた。そのため、様式類は全て本格実施用のものとする。本格実施の際もモデル事業の要綱をほぼ踏襲する予定であり、本格実施の要綱の付則でモデル事業の契約者、令和7年3月31日までの契約者は、本人の負担や疑念を避けるため、再度契約することは求めず、希望すればそのまま契約が継続される旨を記載することで対応したいと考えている。

別紙1 実施要綱 第2条には利用の手続きについて記述している。本事業は利用要件を明確にし、利用料金も改めていることから、利用要件該当の有無や生活状況等を調査し、支援が必要かどうか総合的に判断する。

第1号様式が「申込書」、第2号様式が「入退院・没後サポート事業利用契約書」「第3号様式が没後サポート事業利用契約書」である。どちらの契約についても内容については公正証書にする。

第2号様式 入退院・没後サポート事業利用契約書、第3条にはサービスの内容について記載している。定期訪問や定期連絡を軸に入退院支援、入院費の支払いを預託金から行うことで、

包括的に支援し、独居のご利用者や頼れる親族がないご利用者でも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援する。

第6条には利用料金を記載している。登録料28,000円、月額利用料20,000円とした。定期訪問以外の年間24時間までは入退院支援や通院・銀行同行などの支援も含まれる形とした。

第8条には預託金の返還について記載している。つながりサポートでは返還先の記述が契約書内になかった。解約・解除され、本人に返還ができない場合の返還先をあらかじめ指定していただく。

利用者の判断能力が低下した際には、第9条 成年後見等開始の申立 に則り、本人が契約時に作成した申立における指針を軸に成年後見制度への移行支援を行う。具体的には、主治医が判断能力の低下が認められると判断した場合は、家庭裁判所に対して成年後見人等開始申立を実施することや、その際の後見人等候補者について記載している。

第3号様式 没後サポート事業利用契約書、第4条には委任事務の内容を記載している。葬儀や納骨だけでなく、行政官庁への諸届、ライフラインの解約手続き、賃貸物件の解約など多岐にわたる。第6条～8条で事前に葬儀社、納骨、動産の処分について予め決めておくことで没後事務の本人の希望を尊重した支援を行う。

費用の負担と報酬については第10条と第11条に記載している。入退院支援同様、預託金を預るが、納骨場所、家財の量によっても金額は異なり、概ね100万円前後と考えている。報酬については一律150,000円としている。

第4号様式 重要事項説明書は、基本サービスの説明から始まり、申込からサービス提供までの具体的な手続きの流れ、オプションサービスの詳細を記述している。

第5号様式は利用料金改定合意書、第6号様式は個人情報使用の同意書である。

第7号様式は預託金の見積書である。経済変動や物価の高騰にともない、去年は火葬場の料金も軒並み値段が上がっている。予備費などを設けることで不測の事態に備え、預託金で賄えなくなることは極力避けるようにしたいと考えている。第8号様式は従前どおりの預託金預り証である。

別紙2 預託金取り扱い要綱は、前述の2種類の預託金について、公社指定口座にて適正に管理する。権利擁護課長を管理責任者とし、預託金の保管、払戻等について管理・監督する体制とする。また、預託金の入出金、残額の確認等、一連の事務の監視を、第三者機関である権利擁護事業等運営監視委員会に委ねている。

報告事項2に関して次の質疑応答があった。

黒竹理事 様式第2、第12条第5項に、「甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。但し、これらの審判を受けた場合、入退院サポート契約は終了するが、没後サポート契約は終了せず、甲の死後、受任した事務処理手続きの完了まで継続する。」とある。前回、伺った際には、後見開始されたら、没後サポートも終了されたものと理解したが。

堀田権利擁護課長 没後処理は、親族がいないなど誰も処理する者がいない場合には、後見人が裁判所に伺いを立てて実施することとなっている。生前、後見人がつく前に本人意思において没後の処理を契約にて定めている場合は、後見受任後も契約は残し、没後処理は福祉公社で契約内容に則って実施することとした。入退院サポートは、後見人の本来業務であるので、終了としたものである。

黒竹理事 例えば、現在つながりサポート事業を利用されている方が、入退院・没後サポート事業に移行し、それぞれ契約したとして、後見人が就任した場合、入退院サポートは終了するけれど、没後サポートは継続する、との理解でよろしいか。

高橋権利擁護センター長 親族との調整や財産の課題がある場合もあるので、個別には回答できないが、原則としてはそのとおりである。

大野理事 同じ部分について、「甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。これらの審判を受けた場合、入退院サポート契約は終了する」とあるが、「補助開始」でも入退院サポートを中止して大丈夫なのか。「補助」の同意権は非常に限られている。

堀田権利擁護課長 「補助」の場合は、契約を継続するかどうか検討が必要かもしれない。そのまま、福祉公社が後見受任するケースが多いので、契約終了しても円滑に支援できるものと考えていた。ほかの専門職が受任する場合もあるので、支援が切れないよう、方法を検討したい。

大野理事 文言としてわかりづらい部分がある、例えば、様式第2 第2条（略）「但し、甲に死後事務を担う親族（親族の範囲は指定せず可、相続人でなければ遺言につなぐ等個々対応）」がいない場合、乙との没後サポート契約は必須とする。」の（親族の範囲は指定せず可、相続人でなければ遺言につなぐ等個々対応）部分、「親族でなくても遺言で指定すればいい」という意味ではないか。わかりやすい記述を検討してほしい。また、第3号様式の第4条に、相続財産清算人が入っていない。また、遺言執行人と遺言執行者が混在している。遺言執行者に統一してほうがいい。

安田監事 第3号様式、第11条報酬について、ここだけ消費税の記述がない。税別と明記し

た方が良い。

森安理事長 ご指摘を踏まえて、修正するべきは修正し改めて理事及び監事の皆様にご提示したい。

そのほか、報告事項2に関して理事及び監事から質疑意見はなかった。

日程第12 報告事項3 新社屋建設進捗状況について

伊藤事務局長から、次の説明があった。

令和6年1月の新社屋建設基本設計の完成に伴い、「新社屋建設検討委員会」を開催するとともに武蔵野市へ報告した。それをもって、2月6日の市議会厚生委員会にて行政報告がなされた。第2回の理事会でも進捗についての大まかなところは報告しているが、この度、「基本設計」が出来上がったので「基本設計報告書概要版」に沿って報告する。

1、基本方針「地域に根差し、市民の安心を支え、市民にいつまでも寄り添い続けられる新社屋を目指します。」としており、これは福祉公社と市民社協の新社屋建設検討委員会報告書にある「基本方針」【武蔵野市における地域共生社会推進の拠点】からきている。具体的には、①～④のポイントを重視している。さらに「街並みと調和した新たな地域共生社会拠点としてのシンボル性を備えた新社屋を目指します。」としている。

2、建築計画の概要では、建築設計の概要として、この場所に地上3階地下1階の延べ床面積は1603.5㎡の建物を建てる計画であることを記載している。現在の建物と大きく変わる点は、現在五日市街道側にある駐車場を東側道路に面したものにし、安全性を重視した歩車分離とした。

ゾーニング計画としては、1階はエントランス・ふらっとテラス・市民社協事務室、2階は自立支援センターと多目的ルーム（会議室）等、3階は福祉公社事務室、地下1階は職員駐輪場や倉庫・更衣室等職員専用エリアという計画としている。

新社屋に必要な6つの機能として、(1)地域福祉活動の拠点、(2)相談支援の拠点、(3)生活困窮者の自立支援拠点、(4)福祉人材確保・育成の拠点、(5)地域の交流拠点、(6)災害時の支援拠点がある。図面にはその機能を色分けし、各スペースに落とし込んでいる。法律等を遵守し、周囲への配慮のある建物とし、将来的な間取り変更にも柔軟に対応できる計画とした。

バリアフリー・ユニバーサルデザインを採用するとともに、環境にも配慮し、ZEBレディの達成を目指す。

3、概算工事費について、今回の基本設計における概算工事費の総額は約11億円との試算と

なった。現在の社会状況、資材の高騰や労務単価費の高騰等を踏まえ、当初、新社屋建設検討委員会報告書での試算額よりも1割ほど増える見込みとなった。

4、仮事務所について、建設工事中における仮事務所は武蔵野市とも協議のうえで、賃貸物件を探すことになった。市民社協とはその間、拠点が別々になる見通したが、連携すべきところはしっかり連携し、滞りなく業務を遂行していく。現在、福祉公社としては、先ほど補正予算議案の際に説明したとおり、業務の都合上、金融機関が多くある吉祥寺駅周辺の物件について検討している。仮事務所とはいえ1年半ほどの間、滞りなく業務遂行ができる場所でなければならないものと考え、総務課中心に物件選びに取り組んでいる。

5、今後の予定は、来年度前半には「実施設計」が完成し、いよいよ建設施工事業者を選定していく。そして夏から初秋までの時期に、仮事務所に移転し、現社屋の解体が始まる。

令和7年度中はほとんどが工事期間となるが、令和8年度から新社屋での業務開始ができるよう、戻ってくる予定である。現在の進捗に遅れは発生していない。



新社屋の建設に関しては、今後も進捗管理等を適宜理事会で報告するものとし、市民社協とともに、着実に新社屋建設を進めていく。




報告は以上で、報告事項3に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、報告事項は終了した。

本日の理事会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、森安理事長は令和5年度第3回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 6 年 3 月 28 日

議 長 (理事長) 森 安 東 光  

議事録署名人 (監事) 安 田 大   

議事録署名人 (監事) 大久保 実 